

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社サンシャイン貿易 (法人番号: 9011801019780) 代表者 神林叡子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区神明南1-1-1 (本社営業所) 東京都足立区六木3-3-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月26日及び令和元年9月12日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	華洋株式会社 (法人番号: 7030001040993) 代表者 王聡新
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県草加市瀬崎5-27-34 (足立営業所) 東京都足立区花畑7-6-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 370日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年7月18日及び令和元年8月22日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(運送法第15条第4項)、(4) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(5) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(6) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11) 点検整備関係義務違反(運輸規則第45条第1号)、(12) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(13) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 37点 当該事業者の累積点数 37点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュー東和観光有限公司 (法人番号: 5013102006545) 代表者 関塚勝夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都青梅市新町2-16-3 (本社営業所) 東京都青梅市新町2-16-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月7日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ワダバン (法人番号: 7020002087630) 代表者 和田明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県南足柄市怒田2801-5 (本社営業所) 神奈川県南足柄市怒田2801-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 55日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月8日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条第1号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社毎日観光（法人番号：9021001020480） 代表者 田口たみ子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県厚木市幸町10-15 （本社営業所） 神奈川県厚木市幸町10-15
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月21日及び令和元年10月31日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(5)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 37点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社わかしお交通 (法人番号: 4040002101342) 代表者 鈴木隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鴨川市東227-1 (本社営業所) 千葉県鴨川市東227-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年7月11日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)